

平成30年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が始まって約10年がたとうとしています。これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増えており、とりわけ社会保険制度の脆弱化は増々深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人とおなじ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、何を果たすべきかを常に考え、行動を通じて村民の皆様と喜びを共有し、幸せを数多く感じることができる地域づくりを目指します。

社会福祉協議会では現在、平成37年までに整えなければならない「地域包括ケアシステム」を導入がはじまり、その一環として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しております。また、介護保険で補えない部分においては、現在実施している「ほっとサポート事業」で補い、村民の皆様が健康で長く上野村で生活することに寄与できればと考えています。

また、「地域包括ケアシステム」の構想の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを求められるようになりました。今後は高齢者だけでなく、子供や障がい者を含めたサービスを実施するようにしていき、いずれは対象者すべてを含めたサービスを展開することを視野に入れて展開する必要があると考えております。

上野村の充実した福祉の実現に向けて課題は多くあります。職員の一人一人が日ごろから自己研磨に努め、村民の皆様から信頼を得ることによって実現できると確信しております。上野村のために役職員一丸となつてつとめて参ります。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりにつとめます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

(3) 職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業しか実施していないため、今後においては、障害者福祉や児童福祉の事業の実施にもつとめます。

(5) 受託事業の拡大

地域住民の要望に応えるため、行政からの受託事業を拡大し、社会福祉協議会で実施すべき事業から積極的に受託します。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

介護保険の制度改正により総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施につとめます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての意識の向上につとめていただきたいと考えています。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につとめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的とする。

(3) 通所介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

上野村に居住する一人暮らし及び二人暮らしの高齢者や障がい者の方々が安心して健康で、明るい生活が送れるように多目的サービスを提供する。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動センター

回復途上にある在宅する身体・知的・精神障がい者等に対して作業訓練の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし 高齢者及び同居する家族のいる高齢者で、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

4. 事業への取組

(1) 居宅支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へ、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容などでの不自由になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供及び検討、場合によっては訪問に同行していただき、速やかなサービス内容の見直しや調整に努めます。

関係各所との会議へ参加し、情報交換や連携に努め、早期対応を行います。また、各種研修や講習会に参加し、介護支援専門員としての知識や質の向上に努めていきます。

平成30年度は現在包括支援センターが担当していた総合事業利用者のケアマネジメントと介護保険の更新認定調査のすべてを受託し業

務拡大に努めます。

(2) 訪問介護事業

現在、訪問利用者のほとんどは生活福祉センターの入居者となっています。また、元気な高齢者が増えてきている中、既存の利用者は入院や施設入所等で減少してきております。訪問介護事業所では現在訪問介護の他に「ほっとサポート事業」で村内1人または2人暮らしの高齢者の訪問を行い、安否確認や現状把握に努めております。

今後も訪問を続けできる限り多くの家に訪問し、関係各所と連携をはかり、必要適時に通所介護職員や保健師に同行訪問していただき、相談や説明等を行うことにより、すこしでもサービス等を利用しやすくしていきたいと考えます。

また、高齢者だけではなく、障がい者の方々が少しでも自立した生活が続けられるように、服薬確認や買い物同行等を行い支援していきます。

村民の方々とかかわる中で気軽に相談してもらえるように、また安心して生活をしていただけるように村内の活動を頻繁に行い、必要な知識があれば積極的に研修等に参加し、柔軟な対応ができるように心がけます。

(3) 通所介護事業

現在、利用している利用者の方は、ひき続き通所介護事業の利用を継続していただきたいと考えています。また、利用をする中で個別機能訓練・集団体操・レクリエーションを通じて利用者の方々が充実した1日を過ごせるよう努力していきます。また、持病や年齢的なもの、寒暖の変化で体調が簡単に変化してしまうため、体調や症状の変化を早期に発見し、利用者のご家族とも密に連絡をとれる体制や関係性を維持できるように努め、在宅で自分らしい生活を送れるように努めていきます。

平成30年度からグループホームと合同のお花見の実施やデイサービスを利用していない方のお宅にヘルパーと訪問の実施、包括支援センター行っている事業に対して機能訓練指導員の協力など関係各所と協力し、デイサービスのことを知っていただき、事業に繋がるように努めていきます。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の方が家庭的な雰囲気の中、共同生活が送れるように24時間体制で介護や支援をしていきます。

現在の入居者数は17名で1室はショートステイ等で利用していましたが、待機者もいる現状を鑑みて、18室すべて入居者で埋める予定です。また、予備の部屋を利用して緊急時のショートステイで対応していきます。

入居されている方は、90歳以上が9名で最高齢者は99歳と、高齢な方が多く、認知症の症状が進み、見守りが欠かせない方も多い状況ですが、入居者の個々身体状態に合わせた詳細な個別プランを作成して対応しています。今後事業所内研修や会議を充実させ、より質の高い介護を提供できるように努めます。

今までもデイサービス舞踊など慰問が行われた際はグループホームの入居者も参加させてもらい、デイサービスの利用者との交流を行ってきました。入居者の中には色々な場所へ外出をしたいという方もいるため、平成30年度はデイサービスとの合同で「下仁田へのお花見」なども計画しており、利用者同士の積極的な交流の支援を行っていきます。現在介護職員が足りなくなっていくという中で事業所間の連携を更に強化することにより合理化を図っていきたいと考えています。

また、総合事業においてグループホームの職員も村内の活動に参加することで村内の人との交流を図るなどし、グループホームの活動を知っていただけるよう努めていきます。

(5) 生活福祉センター

生涯安心して暮らせる体制づくりの推進を目標としています。

上野村で長く健康で生活していただくためには生きがいをもって生活をしていただくことが重要だと考えています。整容を気にする方は美容室への送迎をし、畑仕事などをしたい人へは場所を提供するよう考える等、個々に必要とするものを援助し、毎日楽しく生活していただけるように努めていきます。

現在入居されている方は高齢で体調の変化が起きやすいため、健康状態の把握が重要となります。また、利用者のほとんどは通所介護などのサービスを利用しており、関係各所への情報提供や状況把握が重要となります。生活するうえで必要となる支援を提供するため他事業所と相談や会議を開き情報交換を怠らないようにしていき、生活しやすい施設になるよう努めます。

(6) 配食サービス

一人暮らし二人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人一人に声

掛けを行い、手渡しで渡すことにより、利用者の安否の確認を行い、体調の変化の確認を行います。そのときに体調不良や緊急の場合、関係各所や専門機関に連絡することで素早い対応ができるように努めます。

現在、利用している方は高齢者のため、食べやすい食材選びや工夫をし、季節に合った行事食などを取り入れ、利用者に食事に関心を持っていただき、毎日の食事を楽しみにしていただけるように努めます。

また、現在は希望者が少ないですが、夕食の利用の必要性が見受けられた場合、早期に対応できるように体制を整えていきます。

(7) 障がい者地域活動センター

作業所では、対象者に働く場や交流の場を開放し、生きがいつくりや仲間づくり、レクリエーション等の共同事業を通じて、作業所で安心して充実した時間を過ごすことができるように努めます。

対象者が作業することにより、賃金を得る喜びを知り、社会との関わりを築いて、また、仲間との交流など、心の平穏や規則正しい生活のリズムを整えることにつながる様に積極的に支援します。

また、調理実習の延長として、保育所やデイサービスなどに、食事やおやつを提供し、食事の場で紹介してもらうことなどで、社会的に理解してもらい、自信や喜びにつながる様な機会を増やしていきます。

平成30年度より毎月「認知症カフェ」を開き、お茶やお菓子などの提供やサービスを通して、より地域の皆さんとの交流の機会を増やし、社会的な理解を得られるように活動していきます。

日々の活動を通じて、普段の生活や、社会活動に必要な体力を作り、将来対象者が作業所を離れ、地域において各自に応じた仕事ができるよう体制を整えていきます。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎付添支援などを行っていきます。

この事業は、現在上野村にある事業（介護保険事業など）で補えない部分を補助するためのものであるため、なるべく既存の事業で対応できないか模索し、できない場合はこの事業で幅広く補っていきます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

6. 募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動に積極的に協力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の移動などを定期的に行い、個人個人の能力の向上を目指します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区の自助・互助の重要性が増しています。また、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

10. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に向き「地域福祉活動」を行う。(サロン事業)